

## 子ども医療費支給事業について

### 1 概要

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

この度、子育て支援のより一層の向上を図るため、対象年齢の拡大をするものです。

### 2 対象年齢

現行		拡大 →	改正後(令和5年4月1日開始)	
入院	満15歳に達する日の属する年度の末日まで		入院	満18歳に達する日の属する年度の末日まで
通院		通院		

### 3 助成内容

医療機関等において受診した保険診療及び入院時の食事療養費  
(医科、歯科、保険薬局、接骨院、訪問看護ステーション等)

※ただし、保険診療外(容器代、予防接種代等)は助成の対象外

### 4 助成方法

#### (1) 現物給付

市内医療機関を受診した際に、健康保険証と子ども医療費受給資格者証を提示することにより、窓口での保険診療分の自己負担金の支払いが不要です。

(ただし、1月あたり21,000円を超えた場合は、支払が生じます。後日、償還払い)

※ 令和4年10月1日から現物給付できる医療機関が、埼玉県内の医療機関に拡大します。

#### (2) 償還払い

市外医療機関を受診および市内医療機関において1月あたり21,000円以上の自己負担金となった場合は、窓口での支払いが発生。後日、領収証を添えて子ども医療費支給申請書を提出すると、高額療養費および附加給付金を差し引いたのち、指定口座へ振込みます。